

契 約 内 容 変 更 報 告 書

- 1 事業番号 多産工第4号
- 2 種 別 建築一式
- 3 事業名 勤労者センター改修工事
- 4 場 所 多治見市幸町1丁目54番地 地内
- 5 契約業者名 新興建設株式会社
- 6 住 所 多治見市陶元町61番地
- 7 変更後の契約金額 29,297,400 円
(当初契約金額) (27,500,000 円)
- 8 工 期 令和4年12月13日 ～ 令和5年3月24日
(当 初 工 期) (令和4年12月13日 ～ 令和5年3月24日)
- 9 概 要 勤労者センターにおいて、建物改修工事を行うもの。
【工事概要】
・内装改修……1式(和室、研修室・トイレ)
・建具改修……1式(和室・トイレ)
・外壁改修……1式
・衛生器具改修…1式
・電気設備改修…1式
- 10 変更内容及び変更理由
【1】男子便所既設小便器の撤去処分の追加(3台):男子便所の改修について、小便器を取外した後の当該便器の取り扱い(廃棄処分又は保管)に係る記載がないため。
【2】男子便所小便器前(腰壁)のケイカル板貼りの追加(全面):既存小便器(手すり、配管を含む)の撤去に伴い、小便器が取り付け腰壁タイルの一部補修(貼替)が必要となるが、既存タイルと同じ製品がなく意匠性を考慮した補修が困難なため。
【3】1階便所前廊下天井点検口の追加(1箇所):トイレ入口付近に天井点検口がなく、天井内の配線工事が困難なため。
【4】カチオン系モルタル補修の追加(2箇所):現地調査したところ、設計とは別の位置に新たなモルタルの不良箇所を確認したため。
【5】屋根平場部既設防水層の膨れ処理の追加(80㎡):既存防水層の状況を確認したところ、ところどころで防水層に膨れがあり、防水層の膨れをそのままにして新たにウレタン防水を施工すると、膨れによる凹凸が雨水の排水に支障となるため。
【6】既設ファンコイルの処分(1台):取り外された空調機を処分のため。
【7】和室押入中段の撤去及び補修(1箇所):中段を撤去して押入を有効に活用するため。
【8】女子便所照明スイッチの移設(1箇所):既設の照明スイッチを出入口の直近に移設することで、利用者の利便性を向上させるため。
【9】男子及び女子便所の窓金物の取替(各1箇所):既存の窓金物が破損しており、窓を開け放しの状態を保つことが出来ないため。
【10】2階大研修室バルコニー側アルミサッシの戸車取替(2箇所):既存のアルミ製外部建具(障子戸車)の動きが悪く、窓が開閉出来ない状態のため。
【11】多目的トイレの既設壁の塗装:多目的トイレのドア取替により新設のスライドドアおよび入口枠に囲まれた既設壁が表しになるため。
【12】大研修室東面電動カーテンレール(2箇所)、ランナー等の取替:排煙窓の電動開閉式カーテンのランナーが経年劣化により複数破損していることが足場組後に判明し、現状のままでは暗幕が脱落するおそれがあるため。
【13】大研修室天井埋込み照明器具のうち、東側2台の納まりの変更:天井埋込み照明器具取替に際し、新設器具の懐が既設よりも深く6台のうち東側の2台が既設RC梁に接触する関係で、木製袴取付けにより埋込代の調整を行う必要があるため。
【14】大研修室東面の高窓電動カーテン(暗幕)の取替:【12】のカーテンレールのランナー等の取替に伴い、作業のために暗幕を取り外したところ、経年劣化による縫製のほつれや破損が複数見られ、破損部の補修は困難なため。
【15】大研修室西面壁の木製建具の取替、額縁の残存テープの除去及び塗装:木製建具と額縁にめくれやテープの貼り跡があり、当初設計にある塗装のみでは修繕が困難なため。
【16】大研修室東面の下部カーテン(暗幕)の取替:経年劣化による縫製のほつれや破損が複数見られ、破損部の補修は困難なため。